

◆意見・提案を踏まえた内容の修正（該当箇所のみ）

計画たたき台	計画素案
(表紙) 第12次函館市交通安全計画 令和8年度～令和12年度 (たたき台)	(表紙) 第12次函館市交通安全計画 令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度) (素案)
	(P4) <u>6 計画の体系</u> 交通安全計画の目標の実現に向け、3つの重点施策とその他の分野別施策を定め、それぞれ具体的施策により交通事故発生件数のさらなる減少をめざし、死者数ゼロになるよう積極的な活動を展開します。 【目標】(令和12年度(2030年度)までに) ・年間の24時間死者数をゼロにする。(※) ・傷者数を過去最小の令和2年(2020年)の408人より減少させる。 ・65歳以上の傷者数も過去最小の令和2年の55人より減少させる。 ※ 警察が交通事故発生から24時間以内の死者数を統計上の基準としており、国や北海道も同様の考え方で数値を公表し、計画の目標としています。 →【重点施策】 (1) 高齢者の交通事故防止 → ア 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備 イ 高齢者に対する交通安全教育の推進 ウ 市民への普及啓発活動の推進 エ 高齢運転者対策の充実 (2) 歩行者の安全確保 → ア 歩行者対策および生活道路対策の推進 イ 通学路等の歩道整備等の推進 ウ 横断歩行者の安全確保 (3) 自転車の安全対策の推進 → ア 自転車対策および生活道路対策の推進 イ 自転車利用環境の総合的整備 ウ 自転車の安全利用の推進 エ 自転車の安全性の確保 【分野別施策】 →【第2章 道路交通の安全】 ・道路交通環境の整備 ・車両の安全性の確保 ・交通安全思想の普及徹底 ・救助・救急活動の充実 ・安全運転の確保 ・被害者支援の充実と推進 →【第3章 鉄道交通の安全】 ・鉄道交通環境の整備 ・鉄道の安全に関する知識の普及 ・救助・救急活動の充実 ・計画運休への取組 ・鉄道の安全な運行の確保 →【第4章 踏切道における交通の安全】 ・踏切道の構造改良等の整備の促進 ・その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置 →【第5章 軌道交通の安全】 ・軌道交通の安全確保 ・安全管理体制の強化 ・乗客の安全確保 ・電車車両の安全性の向上
	(P5) <u>7 重点施策</u> <u>(1) 高齢者の交通事故防止</u> 本市では、交通事故による死者のうち高齢者の占める割合が高く、令和3年(2021年)から令和7年(2025年)までの交通事故による死者数22人のうち18人が65歳以上であり、歩行中に11人、自転車乗車中に5人、自動車の海への転落により2人の方が亡くなっています。 本市の高齢化率は、国や北海道より高く、今後もその傾向は続くものとされており、高齢者の交通事故を減少させることが死亡事故全体の抑止につながることから、高齢者自身の交通安全意識の向上はもちろんのこと、交通事故防止のための環境整備や社会全体が高齢者を交通

	<u>事故から守るという交通安全思想の普及促進を図ります。</u> ア <u>高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備</u> <u>高齢者や障がい者等を含め、全ての人が安全に安心して活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に歩道の段差・傾斜・勾配の改善などバリアフリー化を推進し、平坦性の確保された幅の広い歩行空間の整備に努めます。</u> <u>また、歩道や視覚障がい者誘導用ブロック上などで、高齢者、障がい者等の円滑な移動を阻害する要因となっている放置自転車等の対策を関係機関・団体等と連携して取り組みます。</u> イ <u>高齢者に対する交通安全教育の推進</u> <u>加齢によって生じる身体機能の変化が歩行者や運転者の交通行動に及ぼす影響等を理解し、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、道路および交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的技能および交通ルール等の知識を習得することをめざします。</u> <u>また、高齢者の交通安全に対する自発性を促すことに留意しつつ、高齢者の事故実態に応じた具体的な指導を行うとともに、反射材用品等の普及にも努めます。</u> ウ <u>市民への普及啓発活動の推進</u> <u>高齢者の交通事故防止に関する市民の意識を高めるため、加齢に伴う身体機能、認知機能および運転特性の変化が交通行動に及ぼす影響について周知するとともに、高齢運転者を支援する先進安全技術や安全運転サポート車（サポカー、サポカー2.0）の普及啓発に努めます。</u> <u>また、他の年齢層が高齢運転者の特性を理解し、高齢者マークを表示した自動車への思いやり運転や保護意識を高めるよう努めます。</u> エ <u>高齢運転者対策の充実</u> (7) <u>高齢運転者に対する教育の充実</u> <u>高齢者講習の効果的な実施や更新時講習における高齢者学級の拡充等に努めます。</u> <u>特に、高齢者講習においては、運転技能に着目したきめ細かな講習を実施するとともに、より効果的な教育を推進します。</u> (4) <u>臨時適性検査等の確実な実施</u> <u>認知機能検査や安全運転相談等の機会を通じて、認知症の疑いのある運転者等の把握に努めます。</u> <u>また、臨時適性検査等を確実に実施し、安全な運転に支障のある者については、運転免許の取消等の行政処分を行います。</u>
	(P 6) (7) <u>高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用</u> <u>高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者マークの積極的な使用を促進します。</u> (エ) <u>高齢者支援施策の推進</u> <u>自動車等の運転に不安がある高齢者等が、運転免許証を返納しやすい環境づくりに努めるとともに、関係機関が連携して運転経歴証明書制度の周知を図ります。</u>

	<u>(2) 歩行者の安全確保</u> <u>歩行者のさらなる安全確保のため、安全で快適な歩行者の通行環境を整備するほか、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うことに加え、信号機のない場所で横断するときは横断する意思を明確に伝える必要があることなど、身近な道路の利用における安全性を高めるための交通安全教育等の充実に努めます。</u> <u>ア 歩行者対策および生活道路対策の推進</u> <u>生活道路においては、人優先の考えのもと、「ゾーン30」等の車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化や通学路、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等における安全で安心な歩行空間の確保を図ります。</u> <u>また、通学路等をはじめとした、歩行者の安全確保の必要性が高い区間等について、歩道除雪や防滑砂の散布等を重点的に実施します。</u> <u>イ 通学路等の歩道整備等の推進</u> <u>通学路等における交通安全を確保するため、関係機関や団体による通学路合同点検等の結果を踏まえ、道路交通実態に応じてソフト・ハード両面から必要な対策を推進します。</u> <u>また、幼稚園、保育所、認定こども園等、小学校、児童館等に通う幼児や児童の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を推進するとともに、安全施設の拡充や歩行者用灯器、横断歩道等の整備を推進します。</u> <u>ウ 横断歩行者の安全確保</u> <u>運転者に対して、横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務等の交通ルールを周知・徹底を図ります。</u> <u>また、歩行者に対しては、「横断歩道を渡ること」、「信号機のあるところでは信号に従うこと」など、交通ルールの周知を図ります。</u> <u>信号機のない横断歩道において、運転者の歩行者優先義務を認識させるとともに、歩行者に自らの安全を守るための交通行動を促すため、歩行者と運転者が「ハンドサイン」で意思疎通を図り、相互の思いやりで歩行者事故抑止を図る「ハンドサインでストップ運動」を推進します。</u> <u>さらに、横断に際しては、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断することをはじめ、横断中も周りに気を付けることなど、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進します。</u>
	(P 7) <u>(3) 自転車の安全対策の推進</u> <u>自転車は、自動車等に衝突された場合に被害を受ける反面、歩行者等に衝突した場合には加害者となるため、それぞれの対策を講じます。</u> <u>また、自転車の安全利用を促進するために、安全で快適な走行環境を整備し、身近な道路の利用における安全性を高めるための交通安全教育等の充実に努めます。</u>

	<u>ア 自転車利用環境の総合的整備</u> 生活道路や市街地の幹線道路において、歩行者・自転車・自動車の交通量に応じて適切な分離を図り、歩行者と自転車の事故等への対策を講じるとともに、路面表示（矢羽根）などによる安全で快適な自転車利用環境の創出を図るほか、関係機関・団体が連携し、自転車利用のルールやマナー、放置自転車防止の啓発等の取組を推進します。 <u>イ 自転車の安全利用の推進</u> 令和6年（2024年）11月に施行された自転車の「ながらスマホ」の罰則強化、酒気帯び運転の罰則対象化に関する広報啓発を推進するほか、交通事故防止のための基本的な交通ルールの理解等を徹底する取組を推進します。 また、令和8年（2026年）4月から交通反則通告制度（いわゆる青切符）が施行されたことを踏まえ、自転車が道路を通行する場合は、左側路肩の走行や自動車専用道路の進入禁止などのルール、スマートフォン等を見ながらの乗車の危険性や交通マナーの周知・徹底に努めます。 自転車乗用中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、歩行者や他の車両に配慮した通行、乗車用ヘルメットの着用など、自転車の正しい乗り方に関する啓発活動に努めます。 自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有していることから、交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることなどの意識啓発を図ります。 さらに、自転車の雪道走行の危険性について、交通安全教室など、様々な機会を通じて周知を図り、交通事故の防止に努めます。 <u>ウ 自転車の安全性の確保</u> 自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、駆動補助機付自転車（電動アシスト自転車）および普通自転車の型式認定制度を適切に運用します。 また、自転車利用者が加害者となった場合の備えとして、損害賠償責任保険等への加入を促進します。 さらに、夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の取り付けの徹底と反射器材等の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上に努めます。
(P 4)	
2 道路交通安全についての目標 (略)	<u>削除</u>
(P 5)	
3 重点課題 (略)	<u>削除</u>
(P 7・8)	(P 8)
<u>4 講じようとする施策</u> (1) 道路交通環境の整備 関係機関・団体等が連携し、幹線道路と生活道路の両面における対策に加え、少子高齢化が一層進展するなかで、子どもを交通事故から守り、高齢者や障がい者が安全かつ安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から、安全	<u>2 主な施策</u> (1) 道路交通環境の整備 関係機関・団体等が連携し、幹線道路と生活道路の両面における対策に加え、少子高齢化が一層進展するなかで、子どもを交通事故から守り、高齢者や障がい者が安全かつ安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から、安全

で安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境の整備を強化します。 <u>ア 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備</u> (イ) 通学路等の歩道整備等の推進 通学路等における交通安全を確保するため、関係機関や団体による通学路合同点検等の結果を踏まえ、道路交通実態に応じてソフト・ハード両面から必要な対策を推進します。 また、幼稚園、保育所、認定こども園等、小学校、児童館等に通う幼児や児童の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を推進するとともに、安全施設の拡充や歩行者用灯器、横断歩道等の整備を推進します。 (ウ) 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備 高齢者や障がい者等を含め、全ての人が安全に安心して活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に歩道の段差・傾斜・勾配の改善などバリアフリー化を推進し、平坦性の確保された幅の広い歩行空間の整備に努めます。 また、歩道や視覚障がい者誘導用ブロック上などで、高齢者、障がい者等の円滑な移動を阻害する要因となっている放置自転車等の対策を関係機関・団体等と連携して取り組みます。	で安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境の整備を強化します。 <u>また、これまで一定の成果を上げてきた交通安全対策は、主として「車中心」の対策であり、歩行者の視点からの道路整備や交通安全対策は十分とはいえないほか、生活道路への通過交通の流入等の問題も深刻化していることから、地域の協力を得ながら、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において、歩道を積極的に整備するなど、「人」の視点に立った交通安全対策を推進します。</u> <u>ア 生活道路における交通安全対策の推進</u> <u>削除</u> <u>削除</u>
(P 8) (イ) 事故危険箇所対策の推進 交通事故が多発している区間等を事故危険箇所として指定し、事故の態様、交通量、地域住民等の意見を踏まえ、<u>公安委員会へ信号機等の安全施設の設置要望や道路改良の整備を推進します。</u>	(P 9) (イ) 事故危険箇所対策の推進 交通事故が多発している区間等を事故危険箇所として指定し、事故の態様、交通量、地域住民等の意見を踏まえ、<u>警察と道路管理者が連携して集中的な交通事故抑止対策を推進します。</u>
(P 9) (キ) 道路の改築等による交通事故対策の推進	(P 10・11) (キ) 道路の改築等による交通事故対策の推進 <u>a 歩行者および自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、都市計画道路等の幹線道路では、自転車歩行者道を設置するとともに、歩行者の多い通学路等では、歩道の設置など、道路交通の安全に寄与する改築事業を推進します。</u> <u>b 交差点やその付近における交通事故を防止するため、交差点のコンパクト化などを推進します。</u> <u>c 道路の機能と沿道の土地利用を含めて、道路の利用実態と調和することが交通安全の確保に資することから、交通流の実態を踏まえつつ、沿道からのアクセスを考慮した副</u>

ウ 交通安全施設等整備事業の推進 (略) (7) 歩行者・自転車対策および生活道路対策の推進 生活道路においては、人優先の考えのもと、「ゾーン30」等の車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化や通学路、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等における安全で安心な歩行空間の確保を図ります。 また、自転車利用環境を整備するとともに、安全に課題がある踏切の対策等により、歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図ります。 (4) 幹線道路対策の推進 (略)	<u>道等の整備や植樹帯の設置、路上駐停車対策等を推進します。</u> <u>d 商業系地区等における、歩行者や自転車利用者の安全で快適な通行空間を確保するため、交通量や通行の状況に即して、都市計画道路等の幹線道路の自転車歩行者道等の整備を推進します。</u> <u>e 交通混雑が著しい地区等においては、人と車の交通を体系的に分離するとともに、歩行者空間を拡大するため、地区周辺の幹線道路等の総合的な整備を推進します。</u> <u>f 歴史的町並みや史跡など特色ある歴史的環境が集積された地区においては、景観に配慮しつつ、地区内の生活道路、歴史的みちすじ等の整備を体系的に推進します。</u> ウ 交通安全施設等整備事業の推進 (略) <u>削除</u> (7) 幹線道路対策の推進 (略)
(P 1 0) (7) 道路交通環境整備への住民参加の促進 (略) エ 効果的な交通規制の推進 地域の交通実態等を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を適確に把握してソフト・ハード両面での総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図ります。 一般道路の速度規制については、最高速度規制が交通実態に合った合理的なものとなっているかどうかの観点から、点検・見直しを進めることに加え、一般道路においては、実勢速度、交通事故発生状況等を勘案しつつ、規制速度の引き上げ、規制理由の周知措置等を計画的に推進するとともに、生活道路においては、速度抑制対策を積極的に推進します。 駐車規制については、地域住民等の意見要望を十分に踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に即応したきめ細かな駐車規制を推進します。 信号制御については、歩行者・自転車の視点で、より信号を守りやすくするために、交通状況や横断実態等を踏ま	(P 1 1) (4) 道路交通環境整備への住民参加の促進 (略) エ 効果的な交通規制の推進 地域の交通実態等を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を適確に把握してソフト・ハード両面での総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図ります。 一般道路の速度規制については、最高速度規制が交通実態に合った合理的なものとなっているかどうかの観点から、点検・見直しを進めることに加え、一般道路においては、実勢速度、交通事故発生状況等を勘案しつつ、規制速度の引き上げ、規制理由の周知措置等を計画的に推進するとともに、生活道路においては、速度抑制対策を積極的に推進します。 駐車規制については、地域住民等の意見要望を十分に踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に即応したきめ細かな駐車規制を推進します。 信号制御については、歩行者・自転車の視点で、より信号を守りやすくするために、交通状況や横断実態等を踏ま

え、歩行者の待ち時間<u>の</u>長い押しボタン式信号表示の調整等を図ります。 <u>オ</u> 自転車利用環境の総合的整備 歩行者・自転車・自動車の交通量に応じて適切な分離を図り、歩行者と自転車の事故等への対策を講じるなど、安全で快適な自転車利用環境の創出を図るほか、関係機関・団体が連携し、自転車利用のルールやマナー、放置自転車防止の啓発等の取組を推進します。 <u>カ</u> 高度道路交通システムの活用 (略)	え、歩行者の待ち時間<u>が</u>長い押しボタン式信号表示の調整等を図ります。 <u>削除</u> <u>オ</u> 高度道路交通システムの活用 (略)
(P 1 0) <u>キ</u> 交通需要マネジメントの推進 道路交通の円滑化を図るため、バイパスや環状道路の整備、交差点の改良等の交通容量の拡大策、交通管制の高度化等に加えて、パークアンドライドの推進や情報提供の充実、時差勤務や道路利用の方法等に工夫を求め、輸送効率の向上や交通量の時間的・空間的な平準化を推進します。 また、自家用車から公共交通機関への転換による道路交通の円滑化等を図るため、国や道、市、交通関連事業者、交通施設管理者、市民等が広く連携・協力し、計画的かつ総合的に取組を推進します。	(P 1 2) <u>カ</u> 交通需要マネジメントの推進 道路交通の円滑化を図るため、バイパスや環状道路の整備、交差点の改良等の交通容量の拡大策、交通管制の高度化等に加えて、パークアンドライドの推進や情報提供の充実、時差勤務や道路利用の方法等に工夫を求め、輸送効率の向上や交通量の時間的・空間的な平準化を推進します。 また、自家用車から公共交通機関への転換による<u>地域の交通上の課題解消</u>や道路交通の円滑化等を図るため、<u>西部地区におけるA I デマンド交通実証運行のほか</u>、国や道、市、交通関連事業者、交通施設管理者、市民等が広く連携・協力し、計画的かつ総合的に取組を推進します。
(P 1 1) <u>ク</u> 災害に備えた道路交通環境の整備 (ア) 災害に備えた道路の整備 地震、豪雨、豪雪、津波、火山噴火等の災害が発生した場合においても、安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図ります。 地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上等にある橋梁の耐震対策を推進します。 また、豪雨、豪雪、火山噴火等においても、安全で安心な信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進します。 (略) (エ) 災害発生時における情報提供の充実 災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ適確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送道路等の確保および道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、交通監視カメラ、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インタ	(P 1 2) <u>キ</u> 災害に備えた道路交通環境の整備 (ア) 災害に備えた道路の整備 地震、豪雨、豪雪、津波、火山噴火等の災害が発生した場合においても、安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図ります。 地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上等にある橋梁の耐震対策を推進します。 <u>津波に対しては、津波による人的被害を最小化するため、道路利用者への早期情報提供や迅速な避難を行うための避難路の整備、津波被害発生時においても緊急輸送道路を確保するために、津波浸水域を回避する道路等の整備を推進します。</u> また、豪雨、豪雪、火山噴火等においても、安全で安心な信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進します。 (略) (エ) 災害発生時における情報提供の充実 災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ<u>的確</u>に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送道路等の確保および道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、交通監視カメラ、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インタ

一 ネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進します。	一 ネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進します。
(P 1 1) <u>ケ</u> 総合的な駐車対策の推進 (略) <u>コ</u> 道路交通情報の充実 (略) <u>サ</u> 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 (略) <u>シ</u> 冬季道路交通環境の整備 (略)	(P 1 3) <u>ク</u> 総合的な駐車対策の推進 (略) <u>ケ</u> 道路交通情報の充実 (略) <u>コ</u> 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 (略) <u>サ</u> 冬季道路交通環境の整備 (略)
(P 1 2) (ア) 人優先の安全で安心な歩行空間の整備 冬季の歩行者の安全・安心で快適な通行のため、除雪等による歩行空間の確保に努め、特に通学路等をはじめとした、歩行者の安全確保の必要性が高い区間等について、歩道除雪や防滑砂の散布等を重点的に実施します。 (イ) 幹線道路における冬季交通安全対策の推進 安全かつ円滑・快適な冬季交通を確保するため、一般道路の新設・改築にあたっては、坂道等における急勾配箇所の解消に努めるとともに、冬季交通に係る交通安全施設についても併せて整備することとし、視界不良等に伴う交通事故防止のため、防雪柵等の防雪対策や堆雪が交通障害とならないよう堆雪スペースの確保に努めます。	(P 1 4) <u>削除</u> <u>(7)</u> 幹線道路における冬季交通安全対策の推進 安全かつ円滑・快適な冬季交通を確保するため、一般道路の新設・改築にあたっては、坂道等における急勾配箇所の解消に努めるとともに、冬季交通に係る交通安全施設についても併せて整備する<u>ほか</u>、視界不良等に伴う交通事故防止のため、防雪柵等の防雪対策や堆雪が交通障害とならないよう堆雪スペースの確保に努めます。
(P 1 3) <u>(ウ)</u> 地域に応じた安全の確保 地域住民のニーズや道路の利用実態、車の流れの実態等を把握し、冬季における地域の気象や交通の特性に応じた道路交通環境の整備を行います。 また、冬季の安全な道路交通を確保するため、積雪・凍結路面对策として、除雪や凍結防止剤散布を実施します。 <u>さらに、冬季において、交通事故発生が多発する地域、路線等においては、最高速度の指定、追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止等の効果的な交通規制を警察と連携し、重点的に実施します。</u> <u>(エ)</u> 交通安全に寄与する冬季道路交通環境の整備 (略)	(P 1 4) <u>(4)</u> 地域に応じた安全の確保 地域住民のニーズや道路の利用実態、車の流れの実態等を把握し、冬季における地域の気象や交通の特性に応じた道路交通環境の整備を行います。 また、冬季の安全な道路交通を確保するため、積雪・凍結路面对策として、除雪や凍結防止剤散布を実施します。 <u>(ウ)</u> 交通安全に寄与する冬季道路交通環境の整備 (略)
(P 1 4) (エ) 高校生に対する交通安全教育の推進 二輪車の運転車および自転車利用者として、安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得し、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊	(P 1 6) (エ) 高校生に対する交通安全教育の推進 二輪車の運転<u>者</u>および自転車利用者として、安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得し、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊

重するなど、責任を持って行動できる健全な社会人の育成をめざします。 学校においては、自転車の安全利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等についてさらに理解を深めるとともに、生徒の多くが近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前教育としての性格を重視した交通安全教育を実施します。 関係機関・団体等は、高等学校で行われる交通安全教育が円滑に実施されるよう、指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うなど、地域において、高校生および相当年齢者に対する補完的な交通安全教育を推進します。	重するなど、責任を持って行動できる健全な社会人の育成をめざします。 学校においては、自転車の安全利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等についてさらに理解を深めるとともに、生徒の多くが近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前教育としての性格を重視した交通安全教育を実施します。 関係機関・団体等は、高等学校で行われる交通安全教育が円滑に実施されるよう、指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うなど、地域において、高校生および相当年齢者に対する補完的な交通安全教育を推進します。
(P 1 5) (カ) 高齢者に対する交通安全教育の推進 加齢によって生じる身体機能の変化が歩行者や運転者の交通行動に及ぼす影響等を理解し、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、道路および交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的技能および交通ルール等の知識を習得することをめざします。 また、高齢者の交通安全に対する自発性を促すことに留意しつつ、高齢者の事故実態に応じた具体的な指導を行うとともに、反射材用品等の普及にも努めます。 (キ) 障がい者に対する交通安全教育の推進 (略) (ク) 外国人に対する交通安全教育の推進 外国人に対する交通安全教育に当たっては、自動車の左側通行、赤信号での右左折禁止、一時停止標識等、自国の交通ルール等との違いを踏まえ、警察等が中心となつて、日本の交通ルール等を理解・徹底させる必要があります。 また、訪日外国人をはじめとする外国人の交通ルールの遵守を図るため、レンタカー業界等と連携した多言語対応の広報啓発を推進します。	(P 1 6) <u>削除</u> (カ) 障がい者に対する交通安全教育の推進 (略) (キ) 外国人に対する交通安全教育の推進 外国人に対する交通安全教育に当たっては、自動車の左側通行、赤信号での右左折禁止、一時停止標識等、自国の交通ルール等との違いを踏まえ、<u>関係機関が連携して</u>日本の交通ルール等を理解・徹底させる必要があります。 また、訪日外国人をはじめとする外国人の交通ルールの遵守を図るため、レンタカー業界等と連携した多言語対応の広報啓発を推進します。
(P 1 6) (イ) 横断歩行者の安全確保 運転者に対して、横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務等の交通ルールの周知・徹底を図ります。 また、歩行者に対しては、「横断歩道を渡ること」、「信号機のあるところでは信号に従うこと」など、交通ルールの周知を図ります。 信号機のない横断歩道において、運転者の歩行者優先義務を認識させるとともに、歩行者に自らの安全を守るための交通行動を促すため、歩行者と運転者が「ハンドサイン」で意思疎通を図り、相互の思いやりで歩行者事故抑止を図る「ハンドサインでストップ運動」を推進します。 さらに、横断に際しては、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断をはじめ、横断中も周りに気を付けることなど、歩行者が自らの安全	(P 1 7) <u>削除</u>

を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進します。 <u>(ウ)</u> 反射材用品等の普及促進 (略) <u>(エ)</u> 妨害運転（あおり運転）防止に向けた広報啓発活動の推進 (略) <u>(オ)</u> 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育および広報啓発活動の推進 「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」に基づき、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するため、交通安全教育や広報啓発を引き続き推進するとともに、安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携して、ハンドルキーパー運動の普及啓発やアルコール検知器を活用した運行前検査の励行に努めるなど、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組をさらに進め、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という市民の規範意識の確立を図ります。 特に若年運転者層は、他の年齢層に比較して飲酒運転における死亡事故率が高いなどの特性を有していることから、関係機関・団体と連携し、若年運転者層をはじめ、対象に応じたきめ細かな広報啓発活動を推進します。	<u>(イ)</u> 反射材用品等の普及促進 (略) <u>(ウ)</u> 妨害運転（あおり運転）防止に向けた広報啓発活動の推進 (略) <u>(エ)</u> 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育および広報啓発活動の推進 「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」に基づき、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するため、交通安全教育や広報啓発を引き続き推進するとともに、安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携して、ハンドルキーパー運動の普及啓発やアルコール検知器を活用した運行前検査の励行に努めるなど、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組をさらに進め、「飲酒運転をしない、させない、許さない、<u>そして見逃さない</u>」という市民の規範意識の確立を図ります。 特に若年運転者層は、他の年齢層に比較して飲酒運転における死亡事故率が高いなどの特性を有していることから、関係機関・団体と連携し、若年運転者層をはじめ、対象に応じたきめ細かな広報啓発活動を推進します。
(P 1 7) <u>(カ)</u> スピードダウンの励行運動の推進 (略) <u>(キ)</u> 「ながらスマホ」対策の強化 (略)	(P 1 7) <u>(イ)</u> スピードダウンの励行運動の推進 (略) <u>(カ)</u> 「ながらスマホ」対策の強化 (略)
(P 1 7) <u>(ク)</u> シートベルトの正しい着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底	(P 1 8) <u>(キ)</u> シートベルトの正しい着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
(P 1 7) (略) <u>(ケ)</u> 自転車の安全利用の推進 令和6年（2024年）11月に施行された自転車の「ながらスマホ」の罰則強化、酒気帯び運転の罰則対象化に関する広報啓発を推進するほか、交通事故防止のための基本的な交通ルールを理解等を徹底する取組を推進します。 また、令和8年（2026年）4月から交通反則通告制度（いわゆる青切符）が施行されたことを踏まえ、自転車が道路を通行する場合は、左側路肩の走行や自動車専用道路の進入禁止などのルール、スマートフォン等を見ながらの乗車の危険性や交通マナーの周知・徹底に努めます。 自転車乗用中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、歩行者や他の車両に配慮した通行、乗車用	(略) <u>削除</u>

ヘルメットの着用など、自転車の正しい乗り方に関する啓発活動に努めます。 自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有していることから、交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることなどの意識啓発を図ります。 さらに、自転車の雪道走行の危険性について、交通安全教室など、様々な機会を通じて周知を図り、交通事故の防止に努めます。 (コ) 居眠り運転の防止活動の推進 居眠り運転による正面衝突事故や車両単独事故を防止するため、長距離運転における休憩の呼びかけなどの啓発活動を推進します。	<u>削除</u>
	(P 18) (ク) <u>特定小型原動機付自転車の安全利用の推進</u> <u>特定小型原動機付自転車について、基本的な交通ルールや自己を守るためにヘルメットの着用が効果的であることについて、関係機関が連携しながら利用者に対して周知徹底を図ります。</u> (ケ) <u>ペダル付き電動バイクの安全対策の推進</u> <u>ペダル付き電動バイクについては、道路を通行させるにはナンバープレートを取得し、車体に表示しなければいけないほか、その運転には運転免許が必要であり、乗車用ヘルメットをかぶらなければならないなど、一般原動機付自転車等に適用される交通ルールを遵守する必要があることについて、関係機関が連携して周知徹底を図ります。</u>
(P 18) (サ) 効果的な広報の実施 (略) (シ) その他の普及啓発活動の推進 a <u>高齢者の交通事故防止に関する市民の意識を高めるため、加齢に伴う身体機能の変化が交通に及ぼす影響について周知するほか、他の年齢層が高齢運転者の特性を理解し、高齢者マークを取り付けた自動車への保護意識を高めるよう努めます。</u> b <u>夕暮れ時から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから、主な原因となっている速度違反、飲酒運転等による事故実態や危険性等を周知し、これら違反の防止に努めます。</u> c <u>二輪車運転者の被害軽減を図るため、ヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用について、関係団体との連携のもと啓発活動を推進します。</u> d <u>昼間における自動車等の運行時に前照灯を点灯するデイ・ライト運動を推進し、運転者自らの交通安全意識を高</u>	(P 18) (コ) 効果的な広報の実施 (略) (サ) その他の普及啓発活動の推進 <u>削除</u> a <u>夕暮れ時から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから、速度超過、飲酒運転、安全不確認等による事故実態や危険性について周知するとともに、前照灯の早め点灯やハイビームの適切な活用、夜間の歩行者・自転車の視認性向上に資する反射材用品等の活用を促進し、事故防止に努めます。</u> <u>削除</u> b <u>昼間における前照灯点灯（デイ・ライト運動）を推進し、運転者自らの交通安全意識の向上を図るとともに、先</u>

め、他者への交通安全の呼びかけを実施することで、交通安全を願う心の輪を広げるとともに、車両の存在、位置等を相手に認識させることにより、交通事故の防止に努めます。 e 自動車運転中のドライバー、自転車乗車時の「あおり運転」やスマートフォン等の使用による「ながら運転」のほか、道路横断中の歩行者による「歩きスマホ」などは、重大な交通事故につながる危険性があることから、交通ルールやマナーを逸脱した行為の防止を図るため、関係機関との連携のもと、啓発活動を実施し違反の防止に努めます。 エ 交通の安全に関する関係団体の主体的活動の推進 (略)	<u>進</u>ライト等の安全技術の活用を含め、車両の存在や位置を周囲に早期に認識させることにより、歩行者、自転車利用者および他の車両との交通事故防止に努めます。 c <u>運</u>転者の居眠りや脇見運転等を防止するため、ドライバーモニタリングシステム等の先進安全技術の理解促進を図り、交通事故の未然防止に努めます。 エ <u>交</u>通安全関係団体の主体的活動の推進 (略)
(P 19・20) (カ) 高齢運転者対策の充実 a 高齢運転者に対する教育の充実 高齢者講習の効果的な実施や更新時講習における高齢者学級の拡充等に努めます。 特に、高齢者講習においては、運転技能に着目したきめ細かな講習を実施するとともに、より効果的な教育を推進します。 b 臨時適性検査等の確実な実施 認知機能検査や安全運転相談等の機会を通じて、認知症の疑いのある運転者等の把握に努めます。 また、臨時適性検査等を確実に実施し、安全な運転に支障のある者については、運転免許の取消等の行政処分を行います。 c 高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用 高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者マークの積極的な使用を促進します。 d 高齢者支援施策の推進 自動車等の運転に不安がある高齢者等が、運転免許証を返納しやすい環境づくりに努めるとともに、関係機関が連携して運転経歴証明書制度の周知を図ります。 (キ) シートベルト、チャイルドシートおよび乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底 (略) (ク) 外国人運転者対策の強化 レンタカー利用時等における国際運転免許証や外国運転免許証の確認が十分に行われるよう、<u>警察等が中心となり各種取組を強化</u>します。 (ケ) 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実 (略) (コ) 悪質・危険な運転者の早期排除 (略)	(P 20) <u>削除</u> (カ) シートベルト、チャイルドシートおよび乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底 (略) (キ) 外国人運転者対策の強化 レンタカー利用時等における国際運転免許証や外国運転免許証の確認が十分に行われるよう、<u>関係機関が連携して</u>各種取組を強化します。 (ク) 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実 (略) (ケ) 悪質・危険な運転者の早期排除 (略)

(P 2 1) ウ 事業用自動車の<u>安全プラン</u>に基づく安全対策の推進 <u>飲酒運転等悪質な法令違反の根絶をめざして、コンプライアンスの徹底に向けた取組を推進します。</u>	(P 2 0) ウ 事業用自動車<u>総合安全プラン 2030</u>に基づく安全対策の推進 <u>事業用自動車による交通事故のさらなる削減を図るため、「事業用自動車総合安全プラン 2030」に基づき、飲酒運転をはじめとする悪質な法令違反の根絶、運行管理の高度化、先進技術の活用、健康起因事故防止など、総合的な安全対策を推進します。</u>
(P 2 1) (ア) 飲酒運転の根絶 <u>点呼時にアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認を徹底するよう指導するとともに、事業者における飲酒運転ゼロをめざします。</u> (イ) I C T ・ 先進安全自動車、自動運転等新技術の開発・普及推進 <u>衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置等の A S V 装置のほか、運行管理に資する機器の普及促進に努め、事業者による事故防止の取組を推進します。</u> (略) (エ) 事業用自動車の事故調査委員会の<u>提案</u>を踏まえた<u>対策</u> (略) (オ) 運転者の健康起因事故防止対策の推進 <u>運転者の疾病により、運転を継続できなくなる健康起因事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知・徹底を図るとともに、睡眠時無呼吸症候群、脳血管疾患、心臓疾患、大血管疾患等のスクリーニング検査の普及を図るための方策を検討・実施します。</u> (カ) 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底 <u>労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）など、関係法令等の履行および運行管理の徹底を図るため、飲酒運転等の悪質違反を犯した事業者、重大事故を引き起こした事業者および新規参入事業者等に対する監査を徹底するとともに、関係機関合同による監査・監督を実施し、不適切な事業者に対しては、厳正な処分を行います。</u>	(P 2 1) (ア) 飲酒運転等悪質な法令違反の根絶 <u>点呼時におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を確実に実施するとともに、飲酒運転防止に関する教育・啓発の充実を図り、事業用自動車における飲酒運転ゼロの実現をめざします。また、運行管理の未実施や過労運転などの悪質な法令違反の防止に向け、事業者におけるコンプライアンスの徹底を促進します。</u> (イ) I C T ・ 先進安全自動車 (A S V) ・ 自動運転等の新技術の活用促進 <u>衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い時加速抑制装置、ドライバーモニタリングシステム等の先進安全技術の普及促進を図るとともに、デジタル式運行記録計、通信型ドライブレコーダー等を活用した運行管理の高度化・一元化を推進します。さらに、自動運転技術等の新技術の社会実装を見据え、安全性の確保に向けた取組を推進します。</u> (略) (エ) 事業用自動車事故調査委員会の<u>提言</u>を踏まえた<u>再発防止</u>対策 (略) (オ) 運転者の健康起因事故防止対策の推進 <u>運転者の疾病に起因する事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知徹底を図るとともに、睡眠時無呼吸症候群（S A S）、脳血管疾患、心疾患等に関するスクリーニング検査や健康管理体制の充実を促進します。また、運転者の高齢化を踏まえ、加齢による身体機能の変化に応じた安全対策や健康管理の強化を推進します。</u> (カ) 自動車運送事業者に対するコンプライアンス<u>および安全マネジメント</u>の徹底 <u>労働基準法その他の関係法令の遵守および適切な運行管理の徹底を図るため、飲酒運転等の悪質違反を行った事業者、重大事故を発生させた事業者および新規参入事業者等に対する監査・指導を強化します。また、運輸安全マネジメント制度の活用を通じて、経営トップから現場まで一体となった安全管理体制の構築と継続的な改善を促進します。</u>

(P 2 2) エ 交通労働災害の防止等 (7) 交通労働災害の防止 「交通労働災害防止のためのガイドライン」および「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の周知徹底を行うことにより、事業場における管理体制の確立、適正な労働時間等の管理、適正な走行管理、運転者に対する教育、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚等を図ります。 (略) オ 道路交通に関連する情報の充実 (7) 危険物輸送に関する情報提供の充実等 危険物の輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実等を図るため、イエローカード（危険有害物質の性状、処理剤およびその調達先等、事故の際必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等について、危険物運送事業者の指導を強化します。 また、危険物運搬車両の交通事故による危険物の漏洩等が発生した場合に、安全かつ迅速に事故処理を行うため、危険物災害等情報支援システムの充実を図ります。	(P 2 2) (7) <u>人手不足を踏まえた安全確保対策の推進</u> <u>自動車運送業界における人手不足や運転者の高齢化が進展するなかにあっても安全な輸送サービスを維持するため、ICTを活用した効率的な運行管理、労働環境の改善、適切な運行計画の策定および安全教育の充実を促進し、安全と生産性の両立を図ります。</u> エ 交通労働災害の防止等 (7) 交通労働災害の防止 「交通労働災害防止のためのガイドライン」および「高年齢労働者の安全と健康確保のための指針」の周知徹底を行うことにより、事業場における管理体制の確立、適正な労働時間等の管理、適正な走行管理、運転者に対する教育、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚等を図ります。 (略) オ 道路交通に関連する情報の充実 (7) 危険物輸送に関する情報提供の充実等 <u>危険物の輸送中における事故による大規模な災害を未然に防止するとともに、事故発生時の被害を最小限に抑えるため、危険物運送事業者に対し、イエローカード（危険有害物質の性状、応急措置の方法、処理剤およびその調達先等を記載した緊急連絡カード）の携行、関係法令の遵守および乗務員に対する教育・訓練の徹底を促進します。</u> <u>また、消防や関係機関と連携し、危険物輸送に係る事故発生時の迅速かつ的確な情報伝達体制の確保を図るとともに、危険物施設に対する保安指導や啓発活動を通じて、危険物災害の防止に努めます。</u> <u>危険物運搬車両の交通事故に伴う危険物の漏えい、火災その他の災害が発生した場合に、安全かつ迅速な事故対応を行うため、危険物災害等情報支援システムの活用を促進するとともに、消防、警察、道路管理者および関係事業者との連携強化に努めます。</u>
(P 2 3) (4) 国際海上コンテナの陸上輸送にかかる安全対策 国際海上コンテナの陸上輸送における安全の確保を図るため、コンテナ内に収納された貨物の品目、重量、梱包等に関する情報の伝達やコンテナロックの確実な実施等を内容とする、「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」の関係者への周知を図ります。 (略) (4) 車両の安全性の確保	(P 2 3) (4) 国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策 <u>函館港をはじめとする港湾を発着する国際海上コンテナの陸上輸送における安全を確保するため、「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」の周知徹底を図ります。</u> <u>また、関係事業者に対し、コンテナ内貨物の品目、重量、偏荷重の有無、固縛状況等に関する適切な情報伝達を促進するとともに、コンテナロックの確実な実施、車両の日常点検および運行前確認の徹底を図ります。</u> <u>荷主、船社、港湾関係者および運送事業者が連携し、安全な輸送体制の構築と事故防止対策の推進に努めます。</u> (略) (4) 車両の安全性の確保

交通事故の減少が期待できる先進的な安全技術については、過信や誤解することなく適切に活用することが重要なことから、先進技術に関する情報提供や有効性について周知を図ります。 また、事故が発生した場合に懸念される、車両火災や乗員の脱出不能などの被害拡大の防止策を推進します。 さらに、先進技術の導入により、自動車の構造が複雑化するなか、その機能を適切に維持するためには、これまで以上に適切な保守管理が重要です。特に、自動運転技術については、誤作動を起こした場合は事故に直結する可能性が高いことから、その機能を適切に保守管理するための仕組みや体制の整備、自動車整備事業および自動車検査制度においても適切に対応します。 ア 自動車の検査および点検整備の充実 (7) 自動車の検査および点検整備の充実 近年急速に普及している衝突被害軽減ブレーキ等の先進技術の機能維持を図るため、現在の外観確認やブレーキテスト等の測定器を中心とした検査に加え、車両に搭載された車載式故障診断装置（OBD）に記録された不具合情報を読み取ることによる機能確認を実施するなど、自動車検査の高度化を図ります。 また、不正改造を防止するため、適宜、自動車使用者の立入検査を行うとともに、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、不正改造車両をはじめとした整備不良車両および基準不適合車両の排除等を推進します。 さらに、指定自動車整備事業制度の適正な運用を図られるよう、事業者への指導監督を強化します。	交通事故のさらなる減少を図るため、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置をはじめとする先進安全技術の普及促進を図るとともに、その機能や限界について正しい理解の促進に努め、過信や誤解による事故の防止を図ります。 自動運転技術やコネクテッド技術、電動車等の普及が進展するなか、車両の安全性能を適切に発揮させるため、電子制御システムを含めた適切な保守管理の推進を図ります。 さらに、車両火災や交通事故発生時における被害拡大の防止、自動車のサイバーセキュリティの確保など新たな課題に対応した安全対策を推進します。 ア 自動車の検査および点検整備の充実 (7) 自動車の検査および点検整備の充実 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術の普及や自動車の電子制御化の進展を踏まえ、安全機能の確実な維持を図るため、従来の検査に加え、車載式故障診断装置（OBD）を活用した電子制御装置の機能確認など、自動車検査の高度化を推進します。 また、自動車検査・登録手続においては、自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の利用促進を図るとともに、デジタル技術を活用した行政サービスの向上を推進します。 さらに、令和10年（2028年）1月に予定されている自動車検査・登録手続のペーパーレス化およびキャッシュレス化への円滑な移行に向け、関係機関および関係団体と連携しながら利用環境の整備や周知啓発に取り組み、利用者の利便性向上および業務の効率化を図ります。 また、不正改造車や整備不良車両による交通事故を防止するため、関係機関と連携し、日中および夜間における街頭検査による広報活動を行い、点検整備の励行や不正改造車両の排除を推進します。指定自動車整備事業制度の適正な運用を確保するため、事業者に対する指導監督を実施するとともに、先進安全技術を搭載した車両に対応できる整備体制の充実を促進します。
(P 2 4) (イ) 自動車点検整備の充実 a 自動車点検整備の推進 自動車ユーザーの保守管理意識を高め、点検整備の確実な実施を図るため、「自動車点検整備推進運動」を関係者と連携して展開するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に推進します。 b 不正改造車の排除 道路交通に危険を及ぼすなど、社会的問題となっている暴走族の不正改造車や、過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援およ	(P 2 4) (イ) 自動車点検整備の充実 a 自動車点検整備の推進 自動車ユーザーの保守管理意識の向上を図るため、「自動車点検整備推進運動」を関係団体と連携して展開し、定期点検整備の重要性や日常点検の実施について積極的な周知啓発を行います。 「自動車点検整備推進運動」の実施に当たっては、各種広報媒体を活用し、自動車の点検整備の必要性や定期点検の実施について広く市民への周知を図ります。 行政機関が保有する公用車については、定期点検整備の確実な実施および適切な維持管理に率先して取り組み、安全運行の確保と交通事故の防止を図ります。 b 不正改造車の排除 暴走行為を助長する不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全な運行を確保するた

び自動車関係団体との連携により「不正改造車を排除する運動」を展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を強化することにより、不正改造防止について、自動車ユーザーおよび自動車関係事業者等の認識を高めます。	め、関係機関および自動車関係団体と連携し、「不正改造車を排除する運動」を展開します。 広報啓発活動の推進や関係事業者への指導、街頭検査の強化等を通じて、不正改造の危険性や法令遵守の重要性について、自動車ユーザーおよび自動車関係事業者の理解促進を図ります。 「不正改造車を排除する運動」の実施に当たっては、各種広報媒体を活用し、不正改造が交通事故や環境悪化の要因となることや、保安基準を遵守することの重要性について広く市民への周知を図ります。市民からの通報等により把握した不正改造車に関する情報については、不正改造車通報窓口の周知及び案内を行い、警察、運輸支局その他の関係機関と情報共有を図り、不正改造車の排除に向けた取組を推進します。
(P 2 4) イ リコール制度の充実・強化 自動車のリコールの迅速かつ確実な実施のため、自動車販売者等およびユーザーからの情報収集に努め、自動車販売者等への監査を実施します。 また、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等を提供します。	(P 2 5) イ リコール制度の充実・強化 自動車の不具合による事故を未然に防止するため、リコール関連情報や安全情報について提供し、リコールの迅速かつ確実な実施の促進およびユーザー自身による安全確保の取組を促進します。 市民から寄せられる自動車の不具合に関する情報については、国土交通省の「自動車の不具合情報ホットライン」を案内し、不具合情報の収集及び共有を促進することにより、自動車の安全性向上と迅速なリコールの実施につなげます。
(P 2 8) 2 今後の鉄道交通の安全対策を考える視点 列車の衝突や脱線等の事故がひとたび発生すると、多数の死傷者を生じる恐れがあることから、今後においても、<u>重大な列車事故の未然防止に努めるとともに、利用者等が関係する事故を防止するための効果的な対策を推進します。</u> 3 鉄道交通の安全についての目標 列車の衝突、脱線等の列車事故やホームでの接触事故等の運転事故を防止するため、市民の理解と協力のもと、諸施策を推進することにより、鉄道事故の発生を防止します。 <u>4 講じようとする施策</u> (略)	(P 2 8) 2 今後の鉄道交通の安全対策 列車の衝突や脱線等の事故がひとたび発生すると、多数の死傷者を生じる恐れがあることから、今後においても、<u>市民の理解と協力のもと、列車の衝突や脱線、ホームでの接触事故など重大な列車事故の未然防止に努めるとともに、利用者等が関係する事故防止に努めます。</u> <u>削除</u> <u>3 主な施策</u> (略)
(P 2 9) (5) 計画運休への取組 大型の台風が接近・上陸する場合等、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて前広に情報提供したうえで計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めます。	(P 2 9) (5) 計画運休への取組 <u>大型台風の接近・上陸や大雨、大雪などの気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、<u>有人駅での案内や本社ホームページにおいて</u>、前広に情報提供したうえで計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めます。</u>

(P 3 0) 1 踏切事故の現状 函館市内には、函館線、貨物会社線、道南いさりび鉄道線に17箇所の踏切が設置されており、第11次函館市交通安全計画期間中における踏切事故は、令和8年に1件発生しています。 2 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点 踏切事故は、ひとたび発生すると、多数の死傷者が生じる恐れがあることから、今後においても、<u>それぞれの踏切の状況等を勘案しつつ、効果的な対策を推進します。</u> 3 踏切道における交通の安全についての目標 踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、市民の理解と協力のもと、次に掲げる諸施策を推進することにより、踏切事故の発生を防止します。 4 <u>講じようとする施策</u> (略) (2) その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置 踏切事故は、直前横断、落輪等に起因するものが多いことから、自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上および踏切故障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、啓発活動等を強化するとともに、学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を推進します。	(P 3 0) 1 踏切事故の現状 函館市内には、函館線、貨物会社線、道南いさりび鉄道線に17箇所の踏切が設置されており、第11次函館市交通安全計画期間中における踏切事故は、令和8年 <u>(2026年) 1月</u>に1件発生しています。 2 今後の踏切道における交通安全対策 _____ 踏切事故は、ひとたび発生すると、多数の死傷者が生じる恐れがあることから、今後においても、<u>市民の理解と協力のもと、踏切事故の発生を防止し、踏切道における交通の安全と円滑化に努めます。</u> <u>削除</u> <u>3. 主な施策</u> (略) (2) その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置 踏切事故は、直前横断、落輪等に起因するものが多いことから、自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上および踏切 <u>支障</u>時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、啓発活動等を強化するとともに、学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を推進します。
(P 3 1) 2 今後の軌道交通の安全対策を考える視点 軌道事故は、ひとたび発生すると、多数の死傷者が生じる恐れがあることから、今後においても、<u>安全な運行を確保するため、効果的な対策を推進します。</u> 3 軌道交通の安全についての目標 利用者等の関係する事故を防止するため、次に掲げる諸施策を推進することにより、軌道事故の発生を防止します。 4 <u>講じようとする施策</u> (1) <u>軌道交通環境の整備</u> 道路交通の量的拡大の進展は、大量輸送機関である電車の安全運行と、固有の機能である定時・定速性などに大きな影響を及ぼしています。 軌道交通の安全な運行と定時性等を確保するため、軌道や運転保安設備等の軌道施設の安全性の向上、さらには、自動車の軌道敷内進入等の外部要因による交通弊害や事故の防止に努めます。 このため、引き続き、<u>安全地帯およびその他保安施設の整備を推進するとともに、電車の基盤である軌道や電路等の計画的な改良に努めます。</u> また、軌道敷内への乗り入れや右折待ちにより電車の運行を阻害する自動車運転者に対し、注意喚起を促すほ	(P 3 1) 2 今後の軌道交通の安全対策 _____ 軌道事故は、ひとたび発生すると、多数の死傷者が生じる恐れがあることから、今後においても、<u>脱線事故や軌道敷内での接触事故など軌道事故の発生を防止し、安全な運行確保に努めます。</u> <u>削除</u> <u>3. 主な施策</u> (1) <u>軌道交通の安全確保</u> <u>軌道交通の安全を確保するため、軌道や電路等の計画的な改良・更新に努めます。</u> <u>また、自動車の軌道敷内への進入による事故や利用者の車道、軌道敷内の横断の防止について注意喚起を図るため、広報紙等を用いた周知に努めます。</u>

か、電車利用者に対し、正しい車道の横断等についての指導の充実を図ります。 (2) <u>安全な運行管理体制の確保</u> 乗務員および保安要員の資質の維持・向上を図るため、教育訓練や研修の充実に努めるとともに、非常時における適切な緊急対応に関する研修を徹底するほか、運輸安全マネジメント体制の充実や、運転者の健康管理を含めた安全管理体制の改善などの体制の強化を図り、安全意識および安全管理のより一層の向上に努めます。 (3) <u>電車車両の安全性の確保</u> 電車の安全性の維持・向上を図るため、車両主要部分の故障箇所等の履歴管理を徹底するとともに、冬期間における耐寒故障防止等の対策に努め、車両故障等の予防を推進します。 また、超低床電車の導入に努め、電車利用者、特に高齢者や障がい者等の交通弱者の利便性の向上に努めます。	(2) <u>安全管理体制の強化</u> 乗務員等の資質の維持・向上を図るため、事故事例等を踏まえた事故防止や安全に関する研修を実施するほか、災害対応に関する教育や訓練を実施するなど、運輸安全マネジメントを推進し、安全管理体制の強化を図ります。 (3) <u>電車車両の安全性の向上</u> 老朽化した車体の改良を実施し、車両の安全性の向上に努めます。 また、超低床車両への更新を推進し、高齢者や障がい者等が安心して乗車できる環境整備に努めます。
	(P 3 7) <u>函館市交通安全条例</u> 平成 16 年 3 月 25 日 条例第 18 号 函館市は、函館山のふもとから扇状形に広がる地形に沿って、古くから市街地が形成されてきたことから、坂道や変則的な交差点が多数存在するほか、寒冷地であることなど、特殊な交通環境に起因するさまざまな問題を抱えています。 市では、安全で住みよいまちづくりを目指し、函館市民憲章を制定し、および安全都市宣言を行うとともに、道路や交通安全施設の整備、交通安全教育等の各種の施策を展開し、違法駐車防止にも努めてきましたが、交通に関する法令の無視や交通道德の低下による交通事故が数多く発生しています。 交通安全は、市民一人一人が取り組まなければならない重要な課題です。悲惨な交通事故を防止するためには、市民が交通安全に対する理解と関心を深めていかなければなりません。 ここに、すべての市民が協力し、交通安全に対する意識を高め、これを実践することにより、交通事故のない安全な市民生活を実現するため、この条例を制定します。 (目的) 第 1 条 この条例は、市における道路交通の安全（以下「交通安全」といいます。）に関し、基本理念を定め、市、事業者、車両の運転者および歩行者の責務を明らかにするとともに、交通安全に関する施策の基本的な事項を定め、これを推進することにより、交通安全を確保し、事故のない安全な市民生活の実現に寄与することを目的とします。 (基本理念) 第 2 条 交通安全は、人命の尊重を基本に、市民一人一人が交通に関する法令を遵守すること、交通安全に対する理解を深めることができるよう多様な機会を提供することおよび市民の自主性を尊重することにより確保されなければなりません。

	<u>2 交通安全は、地域の特性を踏まえ、道路の交通環境の整備を図るとともに、交通安全に配慮したまちづくりを進める中で確保されなければなりません。</u> <u>(市の責務)</u> <u>第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、交通安全に関する総合的な施策を策定し、これを実施します。</u> <u>2 市は、前項の施策を推進するに当たっては、国、北海道その他の関係機関および交通安全にかかわる団体との密接な連携を図ります。</u> <u>(事業者の責務)</u> <u>第4条 事業者は、その事業に使用する車両の安全な運行を確保するとともに、従業員に対し、運転者の心得および交通事故の際の救急措置を徹底するなど、交通安全に関し必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。</u> <u>(車両の運転者の責務)</u> <u>第5条 車両を運転する者は、交通に関する法令を遵守するとともに、高齢者、障害者、児童および幼児に対しては特に注意を払い、歩行者に危害を及ぼさないようにする等安全な運転に努めなければなりません。</u> <u>2 前項に定めるもののほか、自転車を運転する者は、二人乗り、並走、自転車駐車場以外の場所への自転車の放置等により、歩行者や他の車両の通行の妨げにならないよう努めるとともに、夜間においては、車体の側面にも反射器材を取り付けること等により、自ら安全の確保に努めなければなりません。</u> <u>(歩行者の責務)</u> <u>第6条 歩行者は、道路を通行するに当たっては、交通に関する法令を遵守するとともに、夜間においては、夜光反射材を使用すること等により、自ら安全の確保に努めなければなりません。</u> <u>(道路交通環境の整備等)</u> <u>第7条 市は、道路の交通環境の整備を図るため、交通安全施設の整備に努めるとともに、道路に放置され、交通の障害となっている自動車および自転車について、警察署と連携し、必要な措置を講ずるよう努めます。</u> <u>2 市は、交通安全施設の整備に当たっては、歩行者、特に高齢者、障害者、児童および幼児が安全かつ円滑に通行できるよう配慮します。</u> <u>3 市は、国、北海道その他の関係機関と連携して、交通安全施設を点検し、道路の交通環境の状況を把握するよう努めます。</u> <u>4 市長は、道路の交通環境の整備を図るため必要があると認めるときは、国、北海道等に対し、必要な措置を講ずるよう要請します。</u> <u>(交通安全教育の推進)</u> <u>第8条 市は、市民の交通安全に関する知識の普及および意識の高揚を図るため、交通安全教育の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めます。</u> <u>2 市民は、生徒、児童および幼児（以下「生徒等」といいます。）への交通安全思想の定着を図り、生徒等を交通事故から守るため、家庭および地域において、生徒等に対して交通安全教育を行うよう努めなければなりません。</u> <u>3 学校または保育所を設置し、または管理する者は、生徒等の発達段階に応じた交通安全教育の充実に努めるとともに、生徒等が交通安全に関する活動に参加できるよう配慮しなければなりません。</u> <u>(広報等の実施および情報の提供)</u> <u>第9条 市は、市民および事業者に対し、広報紙等を通じて交通安全に関する広報および啓発を行うとともに、道路お</u>
--	---

	<u>よび交通ならびに気象に関する情報その他交通安全に関し必要な情報の提供に努めます。</u> <u>(交通死亡事故多発警報等)</u> <u>第 10 条 市は、市の区域内において交通死亡事故が多発している場合等においては、交通死亡事故多発警報を発し、警察署、関係機関および関係団体と連携して、市民および事業者に注意を喚起するよう努めます。</u> <u>(暴走行為防止対策の実施等)</u> <u>第 11 条 市は、北海道暴走族の根絶等に関する条例（平成 15 年北海道条例第 37 号）第 2 条第 2 号に規定する暴走行為を防止するため、警察署その他の関係機関と連携し、その対策に努めます。</u> <u>2 市民は、前項の暴走行為を発見したときは、速やかに警察署に通報するよう努めなければなりません。</u> <u>(交通安全団体に対する支援)</u> <u>第 12 条 市は、交通安全にかかわる団体の育成およびその活動の支援をするため必要な措置を講ずるよう努めます。</u> <u>(救急および救命体制の整備充実)</u> <u>第 13 条 市は、救急病院等と連携し、交通事故による負傷者に対する救急および救命体制の整備および充実に努めます。</u> <u>(近隣市町村との協力)</u> <u>第 14 条 市は、必要に応じ、近隣市町村と協力し、交通安全に関する広報および啓発の実施に努めます。</u> <u>(表彰)</u> <u>第 15 条 市は、交通安全思想の普及または交通安全に関する啓発活動の推進に功績があったと認められる団体または個人を表彰します。</u> <u>(委任)</u> <u>第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。</u> <u>附 則</u> <u>この条例は、平成 16 年 6 月 1 日から施行します。</u>
--	---

※第 2 章～第 5 章のタイトルの左上部に【分野別施策】を追記
 ※目次の修正は含んでいません。